

独立行政法人産業安全研究所役員報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、独立行政法人産業安全研究所（以下「研究所」という。）の理事長、理事及び監事（以下これらの者を「役員」という。）の報酬に関する事項を定めることを目的とする。

(報酬の種類)

第2条 常勤の役員（以下「常勤役員」という。）の報酬は、俸給、特別調整手当、期末特別手当及び通勤手当とする。

2 非常勤の役員（以下「非常勤役員」という。）の報酬は、非常勤役員手当とする。

3 研究所の業務について生じた実費の弁償は、報酬に含まれない。

(俸給の月額)

第3条 常勤役員の俸給の月額は、次のとおりとする。

一 理事長

一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号。以下「一般職給与法」という。）で定める指定職俸給表第7号俸相当額の範囲内において別に定める額とする。

二 理事

一般職給与法で定める指定職俸給表第6号俸相当額の範囲内において別に定める額とする。

三 監事

一般職給与法で定める指定職俸給表第6号相当額の範囲内において別に定める額とする。

2 非常勤役員の非常勤役員手当の月額は予算の範囲内で別に定める額とする。

3 理事長は、一般職給与法、民間企業の役員報酬等、研究所の業務の実績及び中期計画に定める人件費の見積もりその他の事情を考慮して、前2項で規定した俸給の月額を予算の範囲内で増額又は減額することができる。

(報酬の支給方法等)

第4条 役員の報酬（期末特別手当及び通勤手当を除く。以下この条において同じ。）の支給日は、毎月16日とし、当月1日から当月末日までの報酬を支給する。ただし、16日が休日に当たるときは前日（その日が休日に当たるときは、その日後において、その日に最も近い休日でない日。）とする。

2 役員の報酬は、全額通貨で支給する。ただし、法令に基づき当該役員の報酬から控除すべきもの及び当該役員が報酬から控除することを承諾したものがあつた場合には、その金額を控除する。

3 役員が希望した場合は、前項の定めにかかわらず、報酬は、当該役員の指定する金融機関の口座に振り込むこととする。

(特別調整手当)

第5条 特別調整手当は、一般職給与法で定める特別調整額に準じて常勤役員に対し支給する。

2 特別調整手当の月額は、俸給の月額に100分の10を乗じて得た額とする。

(日割り計算)

第6条 新たに役員となつた者には、その日から報酬（期末特別手当及び通勤手当を除く。以下この条において同じ。）を支給する。

2 役員が退職したときは、その日まで報酬を支給する。

3 役員が死亡したときは、その月まで報酬を支給する。

4 第1項又は第2項の規定により報酬を支給する場合であつて、月の初日から支給するとき以外のとき又は月の末日まで支給するとき以外のときは、その報酬の額は、その月の現日数から勤務

を要しない日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

(期末特別手当)

- 第7条 期末特別手当は6月1日及び12月1日(以下これらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する常勤役員に対して、それぞれの基準日の属する月の別に定める日(以下「支給日」という。)に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し又は死亡した常勤役員についても同様とする。ただし、その日が休日に当たるときは、その日前において、その日に最も近い休日でない日に支給する。
- 2 期末特別手当の額は、それぞれの基準日現在(退職し、又は死亡した常勤役員にあっては、退職し、又は死亡した日現在)において常勤役員が受けるべき俸給及び特別調整手当の月額並びに俸給の月額に100分の25を乗じて得た額並びに俸給及び特別調整手当の月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に一般職給与法第19条の8に定める支給割合に準じた割合を乗じて得た額とする。ただし、その者の職務実績に応じ、これを増額し、又は減額することができる。
 - 3 次の各号のいずれかに該当する者には、第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末特別手当(第3号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末特別手当)は、支給しない。
 - 一 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に独立行政法人通則法(平成11年法律第130号)第23条第2項第2号又は第3項の規定に基づく解任により退職した常勤役員
 - 二 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に退職した常勤役員(前号に掲げる者を除く。)で、その退職した日から当該支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられたもの
 - 三 次項の規定により期末特別手当の支給を一時差し止める処分を受けた者(当該処分を取り消された者を除く。)で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたもの
 - 4 理事長は、支給日に期末特別手当を支給することとされていた常勤役員で当該支給日の前日までに退職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末特別手当の支給を一時差し止めることができる。
 - 一 退職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴(当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているもの)に限り、刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第6編に規定する略式手続によるものを除く。次項において同じ。)をされ、その判決が確定していない場合
 - 二 退職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕された場合又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至った場合であつて、その者に対し期末特別手当を支給することが、研究所の信用を確保し、期末特別手当に関する制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生ずると認めるとき。
 - 5 理事長は、前項の規定による期末特別手当の支給を一時差し止める処分(以下「一時差止処分」という。)について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。
 - 一 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられなかった場合
 - 二 一時差止処分を受けた者について、当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件につき公訴を提起しない処分があつた場合
 - 三 一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく当該一時差止処分に係る期末特別手当の基準日から起算して1年を経過した場合

6 前項の規定は、理事長が、一時差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、期末特別手当の支給を差し止める必要がなくなったとして当該一時差止処分を取り消すことを妨げるものではない。

(通勤手当)

第8条 通勤手当は、一般職給与法第12条第1項に規定する通勤手当の支給要件に該当する常勤役員に支給する。

2 通勤手当の額は、一般職給与法第12条第2項に規定する額とする。

3 通勤手当は、支給単位期間等(人事院規則9-24第18条の2に規定する支給単位期間等をいう。)に係る最初の月の本規程第4条に規定する役員の報酬の支給定日に支給する。

4 通勤手当を支給される役員につき、離職その他の事由が生じた場合には、当該役員に国家公務員の例に準じた額を返納させるものとする。

5 前各項に規定するもののほか、通勤の実情の変更に伴う支給額の改定その他通勤手当の支給及び返納に関し必要な事項は、国家公務員の例に準じる。

(端数処理)

第9条 この規程により計算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てるものとする。ただし、減額する場合の1時間当たりの報酬額を算定する場合において、その額に50銭未満の端数を生じたときは、これを切り捨て、50銭以上1円未満の端数が生じたときは、これを1円に切り上げるものとする。

附則

この規程は、平成13年4月1日から施行する。

附則(平成14年11月29日独立行政法人産業安全研究所職員給与規定等の一部を改正する規程)(抄)

(施行期日)

1 この規程は、平成14年12月1日から施行する。ただし、第2条、第3条、第5条、第6条、附則第3項及び第4項の規定は、平成15年4月1日から施行する。

[以下略]

附則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。